

用途地域の指定のない区域における建築形態制限の区域及び数値の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の規定に基づき藤沢都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定内容を次のとおり定める。

1. 建築形態制限の指定内容

区 域	法第 52 条第 1 項 第 7 号に掲げる 数値 (容積率)	法第 53 条第 1 項 第 6 号に掲げる 数値 (建ぺい率)	法第 56 第 1 項第 1 号・法別表第 3 (に) 欄の 5 の項に掲げる数 値 (道路斜線)	法第 56 第 1 項第 2 号ニに掲げる 数値 (隣地斜線)
A 地区	10 分の 8	10 分の 5	1. 25	1. 25

2. 建築形態制限を定める土地の区域

藤沢市高倉字諏訪上及び小栗、湘南台六丁目、湘南台七丁目、西俣野字北窪並びに立石三丁目地内

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

<理 由>

第 6 回及び第 7 回線引き見直しにより市街化調整区域へ逆編入され、用途地域の指定がなくなる区域について、法第 52 条第 1 項第 7 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3 (に) 項の 5 の項の規定に基づく、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの数値を、隣接既指定の数値に合わせて指定するものです。